



露店等を出店される方



お祭、縁日、花火大会など多数の者が参加する催しで、火気器具等を使用する場合は、次の事がが必要です。

- 消火器の準備（火気器具を使用する露店ごとに業務用4型以上が必要）
 - 露店等の開設届出書
- ※「多数の者が参加する催し」とは広告等により広く不特定の者を集客する催しです。（近親者等相互に面識のある集まりなどは対象外とします。）

露店等の開設届出書！

露店開設の届出は、事前に主催者又は露店開設関係者が届出ます。届出に必要な書類

- 露店等の開設届出書
 - 露店、消火器などの配置図、避難経路図面
- ※ 事前に消火・通報・避難担当者を決めておきましょう。



火気器具とは



カセットコンロ



七輪



コンロ



発電機

その他：フライヤー、焼き鳥機、おでん等主にLPガスを使用する器具、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具。

<屋外での特に大きな催しについて>

露店数が100店舗以上出店する催しは「指定催し」として、消防長が指定します。その場合、主催者は「防火担当者」を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成し、提出します。

お問い合わせ

東温市消防本部

警防課

〒791-0203

東温市横河原1376

TEL089-964-5217